

デクロランプラスに係る化審法上の規制

環境法ニュースレター

2025年8月20日号

執筆者:

[伴 真範](mailto:m.ban@nishimura.com)m.ban@nishimura.com[河野 匠範](mailto:t.kono@nishimura.com)t.kono@nishimura.com

1. はじめに

日本における化学物質を規制対象とする法律の一つとして、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）がある¹。化審法は、化学物質の性状等に着目し、上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止することを目的とする法律である。着目される性状等には、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであるかどうか（難分解性）、生物の体内に蓄積しやすいものであるかどうか（生物蓄積性）、継続的に摂取等した場合に人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあるかどうか（毒性）といった性状や、環境中の残留状況がある。

国際的には、難分解性、生物蓄積性及び毒性を有し、長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質（POPs : Persistent Organic Pollutants）に関する取り決めとして、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）²がある。ストックホルム条約は、残留性有機汚染物質に関して、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、当該物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定しており、日本もこの条約を締結している。ストックホルム条約の締約国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の諸法令で規制することが義務付けられており、化審法は、その役割の一つを担っている。

日本では、2024年（令和6年）12月18日公布の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」（以下「本改正政令」という。）により、2025年（令和7年）2月18日付けで、「デクロランプラス」（CAS登録番号：13560-89-9 / 分子式： $C_{18}H_{12}Cl_{12}$ ）³が化審法上の第一種化学物質に指定されている⁴。これは、ストックホルム条約第11回締約国会議（2023年（令和5年）5月）において、デクロランプラスが廃絶対象物質と指定されたことを受けたものである。本ニュースレターでは、デクロランプラスについて、本改正政令に基づく化審法上の規制アップデート及び当該アップデート後の化審法上の規制の全体像を説明する。

¹ 日本において、化学物質を規制対象とする法律には、化審法のほか、毒物及び劇物取締法、消防法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等がある。

² 同条約の英文(原文)及び環境省による仮訳については、<https://www.env.go.jp/chemi/pops/>をご参照いただきたい。

³ デクロランプラスは、有機塩素系難燃剤として、電子配線及びケーブル、自動車、プラスチック製屋根材、テレビやコンピューターモニタの硬質プラスチックコネクタ、ワイヤーコーティング及び家具に使われてきた。

⁴ 第一種特定化学物質に指定された場合、原則として、製造、使用及び輸入が禁止される（化審法第17条第1項、第22条第1項、第25条）。製造及び輸入は許可制、使用は届出制（届出につき化審法第26条）となるが、いずれも一定の要件を充足する必要がある。

2. 化審法上の規制アップデート

(1) デクロランプラス使用製品の輸入禁止

化審法上、ある化学物質が第一種特定化学物質に指定されても、当該第一種特定化学物質が使用された製品が当然に輸入が禁止されるものではない。政令で定められた製品で、当該第一種特定化学物質が使用されているものに限り、輸入が禁止されることになる（化審法第 24 条）⁵。

デクロランプラス⁶については、本改正政令に基づき、2025 年（令和 7 年）2 月 18 日付けの第一種特定化学物質への指定から 4 か月後の、2025 年（令和 7 年）6 月 18 日より、以下の製品（以下「指定製品」という。）で、デクロランプラスが使用されているものについて、輸入が禁止されている^{7 8}。

- ① 潤滑油
- ② 樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤
- ③ 電子機器及び電気機器の部品
- ④ シリコーンゴム
- ⑤ 接着剤及びテープ

(2) エssenシャルユースに関する補足

前述のとおり、デクロランプラスがストックホルム条約上で廃絶対象物質と指定されたことを受け、日本では、化審法上、2025 年（令和 7 年）2 月 18 日付けで、デクロランプラスが第一種特定化学物質（化審法第 2 条第 2 項）に指定された。日本では、当該指定と同時に、2025 年（令和 7 年）2 月 18 日付けで、デクロランプラスのエssenシャルユースとして、防衛省設置法第 4 条第 1 項第 13 号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造が定められた（期限：2030 年（令和 12 年）2 月 26 日までの間）⁹。なお、化審法上の

⁵ 第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しなければ当該製品の使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがある場合には、当該製品が輸入禁止製品として指定される。詳細な基準は、厚生労働省医薬品審査管理課化学物質安全対策室・経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室・環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室が公表した 2023 年（令和 5 年）11 月 17 日付け「[第一種特定化学物質に指定することが適当とされたメトキシクロル、デクロランプラス及び UV-328 が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について（案）](#)」の 6-7 頁参照。

⁶ 一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四一ドデカクロロ一・四・四 a・五・六・六 a・七・十・十 a・十一・十二・十二 a一ドデカヒドロ一・四：七・十一ジメタノジベンゾ [a・e] [八] アンヌレン（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第 1 条第 1 項第 39 号）。

⁷ 輸入禁止製品の輸入禁止規定に違反した場合、化審法上最も重い、3 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処せられ、又はこれが併科される（化審法第 57 条第 2 号）。また、法人について 1 億円以下の罰金刑が処せられる（同法第 61 条第 1 号）。

⁸ 日本では、化学物質の使用を管理する観点から、化学物質の製品含有情報について、商流に存在する各事業者において、自主的な管理又は契約上の要請により、不使用宣言書等の取得や、一定の情報伝達ツールを用いる方法を単独で又は組み合わせる方法による確認プロセスが取られる場合がある。当該ツールの例として、経済産業省が開発し、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP：Joint Article Management Promotion-consortium）が運営している [chemSHERPA](#)（ケムシエルパ）がある。

⁹ 樹脂やゴム等の材料に添加剤としてデクロランプラスを使用し、防衛産業で用いる断熱材を製造する事業者からの要請に基づき設定された（2024 年（令和 6 年）4 月 16 日付け「[化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるメトキシクロル、デクロランプラス及び UV-328 に係る措置（案）に関する意見公募の結果について](#)」の（別添）ご意見と考え方の No.6、7、11 参照）。

エッセンシャルユースとは、①他の物による代替が困難であり、かつ②第一種特定化学物質が使用されることにより、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして、政令で定められた用途をいう（化審法第 25 条参照）。

製造・使用等の禁止の適用除外が認められ得る、いわゆるエッセンシャルユースの内容は、各国・各地域の実情に基づいて設定されるため、日本と諸外国とでは、その範囲や期限が異なり得る。例えば、欧州では、POPs 規則（Regulation (EU) 2019/1021）につき、2025 年（令和 7 年）5 月 15 日付けで欧州委員会がデクロランプラスに関するエッセンシャルユースの定めを含む委任規則の改正案が採択された¹⁰。当該委任規則の改正案においては、(A)①航空宇宙、宇宙、防衛産業での用途、②医療画像での用途、③放射線治療装置及び設備、④一定の場合（農業、林業、建設分野で使用する定置型産業機械等）のスペアパーツ及び修理については、規則発効後 5 年¹¹が経過する日まで、(B)デクロランプラスが最初から使用されている一定の医療機器¹²のスペアパーツ及び修理については、耐用年数の終了又は 2043 年（令和 25 年）12 月 31 日までのいずれか早い日まで、デクロランプラスの（市場への投入と）使用を認める等、日本よりも幅広いエッセンシャルユースの内容となることが予定されている¹³（ただし、2025 年（令和 7 年）8 月 18 日現在、施行日は未定¹⁴）。

そのため、輸入品の化学物質の製品含有情報の管理にあたっては、防衛省設置法第 4 条第 1 項第 13 号に規定する装備品等に使用する断熱材以外の製品についても引き続きデクロランプラスが使用され得ることに留意して対応する必要がある。

3. 化審法上のデクロランプラス規制全体像（概要）

前記 2.の指定製品の輸入禁止規定の施行により、本改正政令において予定された化審法上のデクロランプラスに係る規制は全て施行された。本ニューズレター発行日現在の当該規制の全体像（概要）は、次表をご参照いただきたい。

規制項目	概要	施行日
デクロランプラスの製造	原則禁止（許可制）	2025 年（令和 7 年）2 月 18 日
デクロランプラスの輸入	原則禁止（許可制）	2025 年（令和 7 年）2 月 18 日
デクロランプラスが使用されている場合に輸入が禁止される製品の種類	潤滑油、樹脂に防災性能を与えるための調製添加剤、電子機器及び電気機器の部品、シリコンゴム、接着剤及びテープ	2025 年（令和 7 年）6 月 18 日

¹⁰ [ANNEX to the Commission Delegated Regulation \(EU\) / amending Regulation \(EU\) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council as regards dechlorane plus](#)（以下「本 Annex」という。）参照。

¹¹ 遅くとも 2028 年（令和 10 年）4 月 1 日までに延長の要否につき評価される予定である（本 Annex の Dechlorane plus の項中、Specific exemption on intermediate use or other specification の第 3 項参照）。

¹² Regulation (EU) 2017/745 の範囲内の医療機器及びその付属品又は Regulation (EU) 2017/746 の範囲内の体外診断用医療機器及びその付属品（本 Annex の Dechlorane plus の項中、Specific exemption on intermediate use or other specification の第 1 項(e)参照）。

¹³ 本ニューズレターに記載のないエッセンシャルユースその他の定めについては、本 Annex をご参照いただきたい。

¹⁴ 当該施行日は官報掲載日から 20 日後となることが予定されているため、<https://webgate.ec.europa.eu/regdel/#/delegatedActs/2487>にて、最新の官報掲載状況をご確認いただきたい。

規制項目	概要	施行日
デクロンプラスの使用	原則禁止（届出制） ただし、エッセンシャルユース：防衛省設置法第4条第1項第13号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造のための使用は認められている（期限：2030年（令和12年）2月26日までの間）。なお、エッセンシャルユースの使用は、届出制であり、使用設備や取扱方法につき、別途定められた技術上の基準 ¹⁵ に従う必要がある。	2025年（令和7年）2月18日
デクロンプラスの譲渡又は提供に際しての義務	デクロンプラスの容器、包装又は送り状に、デクロンプラスであること、第一種特定化学物質であること、デクロンプラスの含有率、所定の注意事項、これらを表示する者の氏名（法人にあっては、その商号）及び住所を表示しなければならない ¹⁶	2025年（令和7年）2月18日

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

¹⁵ [デクロンプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令](#)

¹⁶ [厚生労働省／経済産業省／環境省 令和7年2月18日告示第1号「デクロンプラスの容器、包装又は送り状にデクロンプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」](#)